

令和8年自転車指導啓発重点地区・路線

【三崎警察署】



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 国道134号 長浜海岸入口交差点～引橋交差点～諏訪神社入口

【選定理由】

- ・ レンタルサイクルの利用者が多く、自転車通行帯が設置されていない。
- ・ 自転車関連事故が多発傾向（令和7年45件中6件）

② 県道26号（横須賀三崎線） 引橋交差点～日の出交差点

【選定理由】

- ・ 三崎港や油壺等の観光場所に繋がる道路であり、自転車利用者が多いが自転車通行帯の設置がない。
- ・ 自転車関連事故が多発傾向（令和7年22件中2件）

③ 南下浦町上宮田地区

【選定理由】

- ・ 三浦海岸駅があり、通勤・通学・買物等の自転車利用者が多い。
- ・ 自転車関連事故が多発傾向（令和7年37件中4件）

①～③の地区・路線で、よく見られる 自転車利用者の違反形態

- 通行区分違反（右側通行）
- 信号無視
- 携帯電話・イヤホン等使用
- 一時不停止等



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 自転車は車道が原則！歩道は例外！
自転車は軽車両です。
歩道・車道の区別があるところは「車道通行」が原則です。
車道を通行するときは車道の左側を走行しましょう。
- 2 携帯電話を使いながらの運転は危険！
周りの危険に気が付かなくなり、事故を起こしてしまう可能性が高くなります。
携帯電話を使いながら運転をすると片手運転になり、急なブレーキや急ハンドル操作の際に転倒してしまいます。絶対にやめましょう！
- 3 交通ルールを守ろう！
交差点での信号遵守、一時停止、二人乗り、並進（二人で並んで走る）などの行為は危険ですので、絶対にやめましょう！